

「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による
国際観光の振興に関する法律施行令案」について

1. 背景

先般の通常国会において、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）が成立したところ。

本改正により地域限定通訳案内士制度の導入が可能となったが、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務については、法第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する者が試験事務を代行することができることとされており、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に関し必要な事項は政令で定めることとされている。本政令は、都道府県が自治事務として行う試験事務を、都道府県知事が指定する者に代行させる制度を置いている他法令の制度にない、指定試験機関に関する手続的、細目的な事項に関して定めるもの。

2. 内容

①指定の要件

- ・ 試験の実施に関する計画が試験の適正かつ確実な実施のために適切なものであり、当該計画の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- ・ 欠格要件
 - イ 民法第三十四条の規定により設立された法人以外の法人であること。
 - ロ 試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - ハ 指定を取り消されてから2年を経過していない者であること。
 - ニ 役員のうち法に違反して刑に処せられる等してから2年を経過しない者があること。

②指定の取り消し又は業務停止命令の処分事由

役員解任命令、試験事務に関する監督命令、試験事務規程の変更命令又は試験委員の解任命令に違反したとき等。

③試験事務に関する必要な事項

- ・ 毎年度、事業報告書及び収支決算書を作成し都道府県知事に提出すること。
- ・ 試験事務に関する事項を記載した帳簿を備え保存すること。
- ・ 試験事務の休廃止をする場合は都道府県知事の許可を受けること。

④その他

- ・ 必要な事項を国土交通省令で定めること。
- ・ 関係政令の改正。

3. スケジュール（予定）

閣	議	平成18年1月～2月
施	行	平成18年4月1日